

八尾市廃棄物減量等推進審議会における審議内容の整理

| 審議のテーマ | 市の考え方 | 審議会での委員意見 | 備考 |
|--------------|--|---|---|
| 有料化の必要性について | ①将来の世代と今の世代の負担の公平化 ・次期の八尾焼却工場の建て替えのための財源確保と負担の公平化 ②さらなるごみの減量推進(市民一人ひとりへのごみ減量の意識付け・行動の動機付け) ・家庭系ごみ中に資源化可能な物が多く含まれている ・家庭系ごみ排出量や資源化率から見て減量の余地有り ・3Rの推進により、次期のフェニックス最終処分場の建設整備の社会的合意を得る (近畿圏は資源化率が低く、最終処分量多い) ③ごみ排出量の多い人と少ない人との負担の公平化 ④ごみ処理に伴う費用負担の低減と将来の施設整備費を軽減する | ①有料化以外にもごみ減量の手段がある ・市民をごみ減量行動に導く啓発・情報提供活動の充実が必要 ・情報提供しても市民に読まれている(伝わっている)とは限らない ・ごみ減量推進員制度を活用する方策を検討すべき ②現在の町会経由のごみ袋の配布方式が崩れ、町会加入率の低下が予想される ③有料化の導入に伴い不法投棄の問題発生が予想される ④リバウンドが起こらないような手立てが必要である ⑤賃貸アパート居住者等市内に定住意識の低い市民が有料化のごみ袋を使わずにレジ袋等でごみを出すのではないか ⑥資源ごみは分別促進のため有料化すべきではない | ○八尾市の有料化導入の背景について多く市民に情報を提供し、有料化の必要性を共通認識としておくことが重要である →委員意見は制度設計にあたっての視点に反映 ①すべての市民が施設の恩恵 ②町会の協力を得た指定袋制への配慮(八尾方式) ③有料化の効果を実感 ④負担の公平化 ⑤分かりやすい仕組み ⑥制度運用コストの抑制 |
| 有料化制度の内容について | ○国の有料化の手引きや他都市の導入事例を踏まえて以下の項目について整理 ・導入の目的 ・減量効果 ・制度の概要 ・有料化品目 ・手数料 ・徴収の方法 ・収入の使途 | ①町会に対する配慮を取り入れた八尾方式による有料化を考えていきたい ②手数料収入を環境活動支援の資金にするなどうまく運営し、有料化の効果の見える化を図るべき ③有料化導入前に練習用のごみ袋を配布するなど工夫している都市もある ④最初の段階で超過量有料制を導入し、次の段階で単純従量制を導入する考えもあってよいと思う ⑤資源ごみ等の無料のごみを定める場合、ごみ袋作成費については、他の有料化のごみの手数料に上乗せするという考え方もあると思う | |

| 審議のテーマ | 市の考え方 | 審議会での委員意見 | 備考 |
|---|--|--|---|
| 八尾市の指定袋制について | <p>○基本的には町会に、加入世帯の世帯人員のリストを提出してもらい、それを元に各町会の班長宛に指定ごみ袋を発送し、各世帯に配布してもらっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯人員に応じて6種の指定ごみ袋を配布 ・年2回の配布 ・指定袋作成・配布費用は1億2千万円(H23) ・町会に1世帯120円の配布謝礼 ・配布した指定ごみ袋の15%が残り4%は返却ボックスで回収(推定) ・町会経由で配布できない世帯(町会未加入世帯)は葉書を送付し、葉書と引き替えにより市役所等で配布(年間約16,000枚の葉書を発送) | <p>①町会で加入世帯の家族人数を調査し、市に報告し、市から各世帯に配布する指定ごみ袋を受け取り、配布している。この制度は町会加入率(約75%)を高めるとともに、町会に対するごみ袋配布謝礼金が町会活動の貴重な財源となっている</p> <p>②町会に未加入でも指定ごみ袋を市からもらえる制度があることが問題である</p> | <p>○全国的に有料化を導入していない指定袋を無料配布している市町村は少ない。無料の指定袋制を導入している多くの市町村では、住民は市町村が透明度・材質・袋表面の印刷内容等の規格を定め承認したごみ袋をコンビニ等で有償(1枚10円程度)で購入する</p> |
| 八尾市のこれまでの町会と連携した指定ごみ袋制度に配慮した八尾方式を取り入れた有料化制度について | <p>○これまで町会に協力を得て進めてきた指定袋制度が有料化後も生かされるような制度とする</p> | <p>①町会加入者への配布と市役所等引渡との差別化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所等で直接ごみ袋をもらう市民はごみ分別方法等の講習会を受ける ・町会加入者のみ資源ごみを無料化する ・無料引き替えチケットを配布する ・町会加入会員証でごみ袋割引してもらう ・市役所等でごみ袋をもらう場合の事務手続きを複雑にする <p>②町会加入者へメリットを与えることはよいが、未加入者へ不利益を与えるような不公平な制度は好ましくないのでは</p> <p>③町会と連携して住民にごみ袋を配布と言っても市域全域がごみ減量活動に熱心な町会とは限らず、温度差が大きい。このような地域の町会は、町会からのごみ袋を配布してもごみ減量と結びつかないのではないか</p> <p>④金銭のやり取りがある有料のごみを町会で取り扱うのは会計処理等負担が大きい</p> | |

| 審議のテーマ | 市の考え方 | 審議会での委員意見 | 備考 |
|--|-------|---|----|
| 八尾市のこれまでの町会と連携した指定ごみ袋制度に配慮した八尾方式を取り入れた有料化制度について (続き) | | <p>⑤資源ごみ等は有料化せず、これまでどおり町会で配布する</p> <p>⑥町会の役割を継承しようとする、超過量有料制を導入し、町会と連携をして有料化を実施していくことにならざるを得ないのでは</p> <p>⑦町会未加入、町会未組織の地域の市民は分別もきちんとしていないと思う。ルールを守れない人に対する公平性の配慮は不要ではないか</p> <p>⑧マンションでは町会未加入も見受けられるが、有料化に絡めてではなく、入居時や理事会で町会加入を働きかける等の工夫が必要である</p> | |
| その他 | | <p>①5種分別を導入して17年間経ったが、有料化の議論だけではなく分別区分そのものの見直しと合わせて議論すべきでは</p> <p>②有料化を導入している都市の市担当者や市民の声を聞きたい</p> <p>③導入にあたっては、議会の承認を得た後1年ぐらいの市民への説明の時間をとるべきであり、導入スケジュールに組み込んでおいて欲しい</p> | |

今後の審議について

- ごみの減量・資源化の推進による将来の負担の軽減と排出者の負担の公平化を図るという観点からの審議
- これまでの議論を踏まえた町会との関わりを継続する八尾方式の有料化の検討
- 有料化の実施範囲と実施後の指定袋の配付方法の検討
- 子育て世帯・介護世帯等への配慮
- 手数料収入の見える化の検討
- 事業系指定袋のあり方についての検討 等